



～令和6年度～

財政融資資金地方長期資金等
借入の手引

財務省 福岡財務支局

佐賀財務事務所

長崎財務事務所

目 次

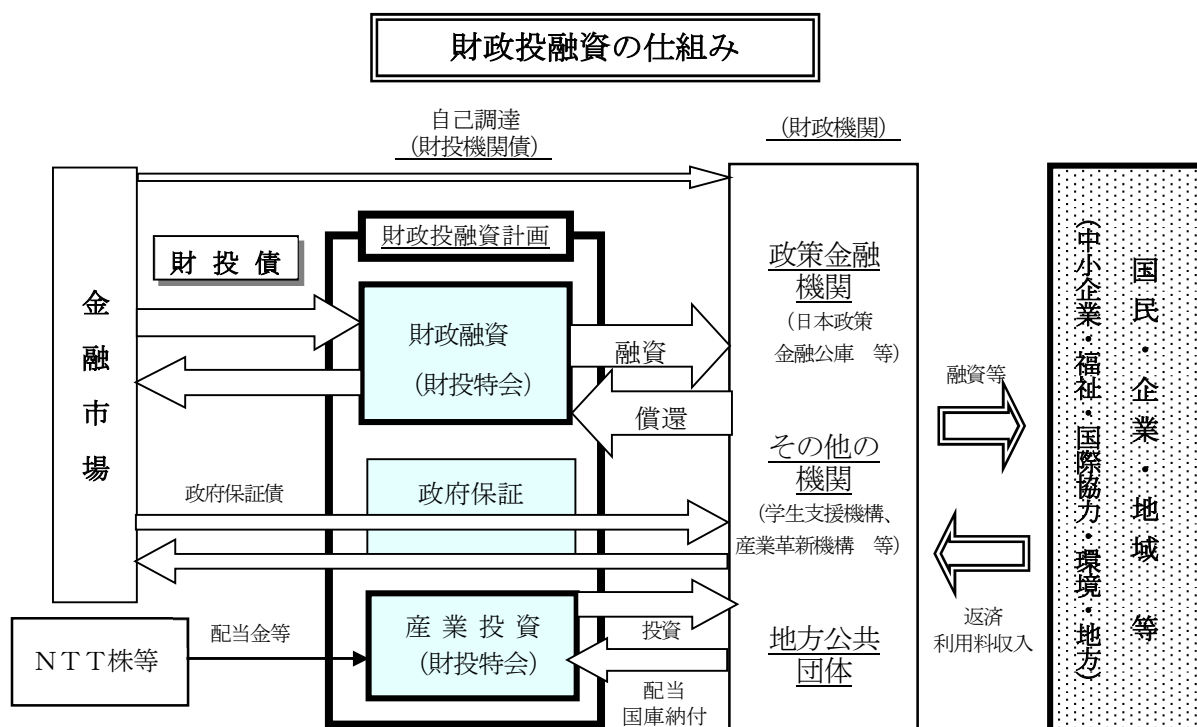
第1章 財政融資資金の概要	1
第2章 貸付の制限	3
第3章 貸付の条件	4
第4章 借入前の手続き	
1 事業計画の変更	5
2 貸付期日の延長	5
3 貸付期日の再延長	6
4 不用額の報告	7
5 地方公共団体の名称等の変更	7
6 指定店の指定及び変更	7
7 借入金利選択の手続き	8
8 振込口座の登録と変更	8
9 借用証書の提出方法変更	9
第5章 借入時の手続き	
1 借入手続イメージ図	10
2 地方長期資金等の借入	11
3 借入申込にあたっての留意事項	12
【例】事業費の一部を翌年度に繰り越す場合の借入（決算済事業費）	14
4 資金の交付等	16
第6章 借入後の手続き	
1 借入金の返済（定期償還）	17
2 返済の延滞	18
3 任意の繰上償還	18
4 強制繰上償還	19
5 取得財産等の処分	20
6 債務の承継	21
第7章 借入等手続きのオンライン化	23
第8章 その他	
1 貸付先実地監査	25
2 地方公共団体の財務状況把握	26
別表1 償還期限及び据置期間基準年数表	27
別表2 償還期限及び据置期間早見表	28
別表3 取得財産等の処分行為承認手続（スキーム）	29
お問い合わせ先	30

第1 財政融資資金の概要

1 財政融資資金とは

(1) 財政投融資

「財政投融資」とは、国債の一種である財投債の発行などによって調達した資金を財源とする、国による投融資活動です。政策的に必要であり確実な資金回収も見込まれるが民間では対応困難な分野に対し、長期・低利の資金供給や、長期リスクマネーの供給を行っています。具体的には、「財政融資」、「産業投資」、「政府保証」により実行されます。

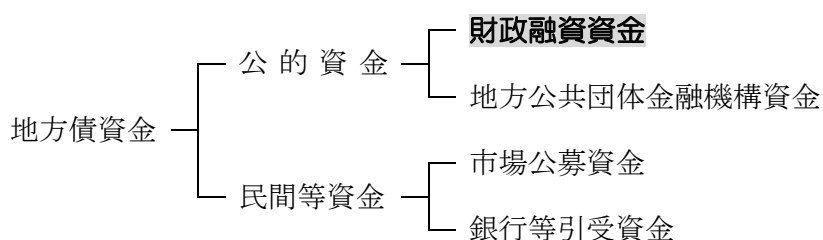


(2) 財政融資資金

財政融資は、国の信用に基づき最も有利な条件で資金調達しているため、長期・低利での資金供給が可能であるという特徴があります。

地方公共団体（一部事務組合等を含む。以下「団体」という。）が実施する道路、上下水道、住宅、学校、病院等の生活環境施設や保育所、児童館等の社会福祉施設の整備事業に必要な資金の一部は、地方債を発行することで調達され、当該地方債を引き受ける形で財政融資資金の貸付は行われます。

《地方債資金の分類》



2 財政融資資金地方資金の種類

団体へ運用されている財政融資資金は「財政融資資金地方資金」と呼ばれ、次のとおり分類されます。

地方長期資金等	地方長期資金	借入期間が <u>5年以上</u> の地方資金
	地方特別資金	借入期間が 1 年以上かつ 5 年未満の地方資金（農地等小災害、歳入欠かん等債に係る地方資金など）
地方短期資金		地方公共団体の一時的な資金需要に応じて年度内償還を条件として借り入れられる地方資金

第2 貸付の制限

1 一般的制限

次に掲げる場合に該当する団体については、地方資金の貸付を行わないことになっています。

(1)	地方資金の元利金の償還計画が確立されていない等のため、元金の償還又は利子の支払いが不能と認められる団体
(2)	地方資金の元金の償還又は利子の支払いを現に延滞している団体、又は所要の公債費を予算に計上していない等のため、今後において延滞の生ずるおそれのある団体
(3)	実地監査において、不適切事案の処理及び文書注意を行った団体のうち、特段の理由もなく所要の措置を講じない団体
(4)	過去において、著しく事実と相違した借入申込みにより地方資金を借り入れており、適正な借入申込みを担保するための改善措置が現に講じられていると認められない団体
(5)	借入申込書その他管理運用規則に基づき財務大臣に提出することとされている書類に虚偽の記載をしていると認められる団体
(6)	財務の経理が著しく不明確である団体

2 地方長期資金等の貸付の制限

次に掲げる場合があるときは、地方長期資金等の全部又は一部の貸付を行わないことがあります。

(1)	起債の同意を受けていない若しくは届出がされていない又は資金貸付予定額の決定に際して付された条件を満たしていない事業
(2)	事業実施計画が不適切等のためその遂行が困難であると認められる事業
(3)	効果が少ない、永続性のない又は事業施行結果の確認が著しく困難な事業
(4)	一般調査費（※）、維持管理費等の一般財源をもって支弁することが適当であると認められる事業費
(5)	私有財産に係る事業費であって、その経費を受益者に負担させることが適当であると認められる事業費
(6)	財務状況が著しく悪化し、かつ、財務状況の改善のための努力が行われていないと認められる団体

（※）事前調査委託、基本設計委託（例：基本調査費、認可を取得するための基本設計費）等、特定された事業・施設に直接結びつかない調査費。

第3 貸付の条件

	事業区分	名 称	左の略称
資金年度 及び資金名	一般事業 (下記以外の事業)	令和6年度 地方公共団体普通事業資金	地 普
	歳入欠かん等債	令和6年度 歳入欠かん等債資金	歳入欠かん
	公共土木施設等 小 災 害 債	令和6年度 小災害債資金(公共土木等分)	小災(公共)
	農 地 等 小 災 害 債	令和6年度 小災害債資金(農地等分)	小災(農林)
	公 営 企 業 等	令和6年度 地方公営企業資金	公 企
貸付期日	貸付予定額決定年度の翌年度の5月の統一貸付日まで		
貸付利率	金利方式、償還方法、償還期間、据置期間に対応した借入日現在の利率となります。 利率は、財務省ホームページで確認できます。 【財政投融资⇒関連資料・データ⇒財政融資資金預託金利・貸付金利】		
違約金の割合	年10%		
元 利 金 支 払 期 日	<ul style="list-style-type: none"> ・9月、3月貸付分：9月1日、3月1日 ・上記以外の貸付分：9月25日、3月25日 (ただし、小災害債は9月1日) 		
償 還 期 限 及 び 据 置 期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・P27 別表1「償還期限及び据置期間基準年数表」の年数以内(ただし、償還期限は農地小災害債・歳入欠かん債を除き、<u>5年以上</u>) ・貸付日の翌日から起算する。 (P28 別表2「償還期限及び据置期限早見表」参照) 		
元 金 償 還 開 始 日	据置期間の終了直後に到来する元利金の支払期日		
償 還 方 法	半年賦元利均等償還 又は 半年賦元金均等償還 ※小災害債は年賦元利均等償還又は年賦元金均等償還		

第4 借入前の手続き

地方長期資金等の貸付予定額決定後において次の事項に該当する場合は、借入申込前にそれぞれ所定の手続きが必要になります。

1 事業計画の変更

貸付予定額決定後において事業計画の変更があるときは、速やかに管轄する財務支局・財務事務所に連絡してください。

ただし、以下の(1)、(2)の要件の両方に該当する場合には、連絡の必要はありません。

- (1) 起債額の増額がないこと
- (2) 次の①～③のいずれかに該当すること
 - ① 貸付対象事業の構造、材質、規模、位置等の変更。
 - ② 2年度以上にわたって実施される貸付対象事業の、当年度と翌年度の実施予定箇所を入れ替え。
 - ③ 専ら国の直轄事業または補助事業の地方負担額に着目して貸付予定額を決定している事業で、国の事業計画又は補助金配分の変更等に伴う事業計画の変更。

2 貸付期日の延長

地方長期資金等の貸付期日は、貸付予定額決定年度の翌年度の5月の統一貸付日までとなっています。しかし、やむを得ない事情により5月末日までに事業が完成しないなど、貸付期日までに貸付予定額の全額（不用額除く）を借入することができない場合は、次の要件を満たしている事業に限り、貸付期日を延長することができます。

(1)	貸付対象事業の完成（継続事業にあつては貸付予定額決定年度の予定事業の完了をいう。）の遅延が、真にやむを得ない理由によるものであること。
(2)	貸付予定額決定年度の翌年度の3月末日までに事業が完成すると見込まれるものであること。
(3)	翌年度への繰越その他の予算措置が適切になされているものであること。

貸付期日を延長する際は、「**財政融資資金地方長期資金等貸付期日延長承認申請書**」（例示3）を提出し、承認を得て事業の完成見込時期に応じた期日まで延長することができます。（提出期限：貸付予定額決定年度の翌年度の4月末日）

ただし、貸付予定額決定年度の翌年度の3月末日を超える期日を設定することはできません。

また、事業完成後は、速やかに借入を行うようお願いします。承認を受けた貸付期日より早く借りる場合には、貸付期日の変更手続きは不要です。

地方公営企業会計には出納整理期間がないため、同会計で予算措置している事業については、決算済とならないように貸付予定額決定年度の3月の統一貸付日までに借入を行ってください。また、辺地・過疎債が併用充当されている場合は、辺地・過疎債も同様に借入を行ってください。

なお、地方公営企業会計の事業についても、上記要件(1)(2)(3)を満たしている事業に限り貸付期日を延長することができます。

3 貸付期日の再延長

貸付期日延長の承認を得た後、やむを得ない事情により貸付期日を再延長しようとする場合にも前項と同様の手続により再延長することができます（既に承認を得ている貸付期限の20営業日前までに承認申請書を提出）。この場合にあっては、貸付予定額決定年度の翌年度の3月末日を超える期日を設定することはできません。

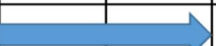

ただし、事業が貸付予定額決定年度の翌年度の3月末日までに完成しなかった場合でも、「**事業完成遅延理由書兼事業完成報告書**」（例示8）を提出し、当局が貸付予定額決定年度の翌々年度末までに完成が見込まれると認めた事業に限り、完成見込みとして借入を行うことができます。詳細はP13「(2) 事業完成見込みでの借入に関する留意事項」をご確認ください。

(参考) 事業の繰越と貸付期日延長について

【令和5年度資金】

区分	工程表			予算の繰越措置	補助金の繰越手続	財政融資資金		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度			期日延長承認申請	完成遅延理由書	貸付期限
令和6年度内 (令和7年3月31日まで)に完成				(済)	(済)	(済)	不要	令和7年3月25日
令和8年3月31日までに完成				必要	必要	(済)	必要	令和7年3月25日 (完成見込みとして貸付)

【令和6年度資金】

区分	工程表			予算の繰越措置	補助金の繰越手続	財政融資資金		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度			期日延長承認申請	完成遅延理由書	貸付期限
令和6年度内 (令和7年3月31日まで)に完成				不要	不要	不要	不要	令和7年5月統一貸付日
令和7年5月31日までに完成				必要	必要	不要	不要	令和7年5月統一貸付日
令和7年度内 (令和8年3月31日まで)に完成				必要	必要	必要	不要	令和8年3月統一貸付日
令和9年3月31日までに完成 (当該年度明許繰越、翌年度事故繰越とした場合)				必要	必要	(済)	必要	令和8年3月統一貸付日 (完成見込みとして貸付)

4 不用額の報告

財政融資資金貸付予定額（変更）通知後に、事業の中止、計画の縮小、他の財源の調達等により、資金の全部又は一部の借入が不用となることが明らかとなった場合には、不用額報告書の提出が必要となります。

報告様式	「財政融資資金地方長期資金等貸付予定額不用額報告書」（例示2）
報告対象資金	「財政融資資金」のみ。 ※資金区分が複数あるときは、原則としてその割合に応じて不用額を算定することとなりますので、事前に管轄する財務支局・財務事務所へ連絡したうえで提出してください。
提出先	管轄する財務支局・財務事務所
提出時期	不用額の発生が明らかとなった都度 (事業費の増加がないことが確定した時点で提出してください。)

5 地方公共団体の名称等の変更

次の変更があった場合は、それぞれ通知書を管轄する財務支局・財務事務所に提出してください。

団体の名称、住所変更	「名称等変更通知書」（例示14）
廃置分合、境界変更による 借入団体変更	「地方公共団体変更通知書」（例示15） ※新たに借入団体となる団体が提出

代表者や電話番号、起債担当者などの団体情報の変更については、財政融資資金事務オンラインシステム（以下「オンラインシステム」という。）の「申請→機関情報変更」において、直接変更することができます。また、**メールアドレス**については、メインメニューより変更できます。

6 指定店の指定及び変更

- (1) 財政融資資金を借り入れたことのない団体が初めて借入する場合には、福岡財務支局、佐賀・長崎財務事務所のそれぞれの管轄区域内に所在する日本銀行の支店又は代理店の中から適宜選定のうえ、「財政融資資金指定店指定申請書」（例示17）を提出して承認を受けてください。
- (2) 指定店の変更を希望する場合は、オンラインシステムの申請メニューから申請を行い、「財政融資資金指定店変更承認申請書」（例示16）を提出して承認を受けてください。

7 借入金利選択の手続き

既に設定をした借入金利方式（事業ごとに選択が可能）から変更する場合、あるいは、これまで設定を行っていない事業の借入を希望する場合は、以下の手続きが必要です。なお、金利方式は毎年度変更することが可能です。

提出様式	「財政融資資金地方長期資金等借入金利設定（変更）申込書」（例示13）							
提出期限	・ 設定された金利方式を変更する場合、変更を適用する資金年度の前年度末まで（令和7年度資金の金利方式変更）令和7年3月31日まで ・ 設定を行っていない事業の借入を希望する場合、可能な限り速やかに報告							
金利方式	★以下の金利方式から、事業ごとに個別の金利方式を設定することができます。 ・ 固定金利方式 ・ 利率見直し方式～以下の5種類より選択 <table border="0"><tr><td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">5年毎利率見直し方式</td><td rowspan="5" style="font-size: 3em; padding: 0 10px;">}</td><td rowspan="5">※臨時財政対策債はいずれかを選択</td></tr><tr><td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">10年毎利率見直し方式</td></tr><tr><td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">15年毎利率見直し方式</td></tr><tr><td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">20年後利率見直し方式</td></tr><tr><td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">30年後利率見直し方式</td></tr></table>	5年毎利率見直し方式	}	※臨時財政対策債はいずれかを選択	10年毎利率見直し方式	15年毎利率見直し方式	20年後利率見直し方式	30年後利率見直し方式
5年毎利率見直し方式	}	※臨時財政対策債はいずれかを選択						
10年毎利率見直し方式								
15年毎利率見直し方式								
20年後利率見直し方式								
30年後利率見直し方式								
留意事項	原則として、1回目の利率見直しまでの期間が固定金利の最長償還期限よりも長い利率見直し方式を選択することはできません。							

8 振込口座の登録と変更

新規に口座を登録する場合や、金融機関・口座番号・店舗名・口座名義人等の登録内容を変更する場合には、「振込口座異動通知書」（例示10、11）を管轄する財務支局・財務事務所に提出してください。

登録されている口座情報については、前回借入以降に変更になっていないか、借入前に必ず確認してください。口座情報の変更が適切に行われていない場合、借入金が振り込まれませんので十分ご注意ください。

なお、振込口座の変更には、通常3週間程度の期間を要しますので、口座内容の変更が分かった時点で速やかにご連絡ください。

（1）振込口座の確認方法

オンラインシステムの「申請機関情報照会」で借入前に必ず確認してください。

(2) 振込口座の登録・変更

- ① 新規で口座を登録する場合は、「振込口座異動通知書」1/2（例示10）に新たな口座情報を記載し、メールにて管轄する財務支局・財務事務所へ提出してください。口座を変更する場合は、オンラインシステムの申請メニューから申請を行ってください。いずれの場合も、口座情報が確認できる書類（通帳の写し等）を添付して提出してください。
- ② 当局より「振込口座確認書」を送付しますので、内容を確認の上「振込口座確認通知書」を速やかに返送してください。
- ③ 返送1週間後を目途に、オンラインシステムの「申請機関情報照会」で、変更内容を確認してください。

口座名義に個人名を入れず役職名等のみ（「〇〇市」、「〇〇町会計管理者」など）で手続きが可能な金融機関もあります。上記の振込みが可能であれば、当局への届出口座も個人名が入らない名義で登録することが可能になり、会計管理者等の人事異動のたびに変更手続きをする手間を省けるほか、振込不能等のミスを防ぐことができます。事前に金融機関へ確認の上、ご検討ください。（口座名義自体から個人名を省略するものではありませんので、ご注意ください。）

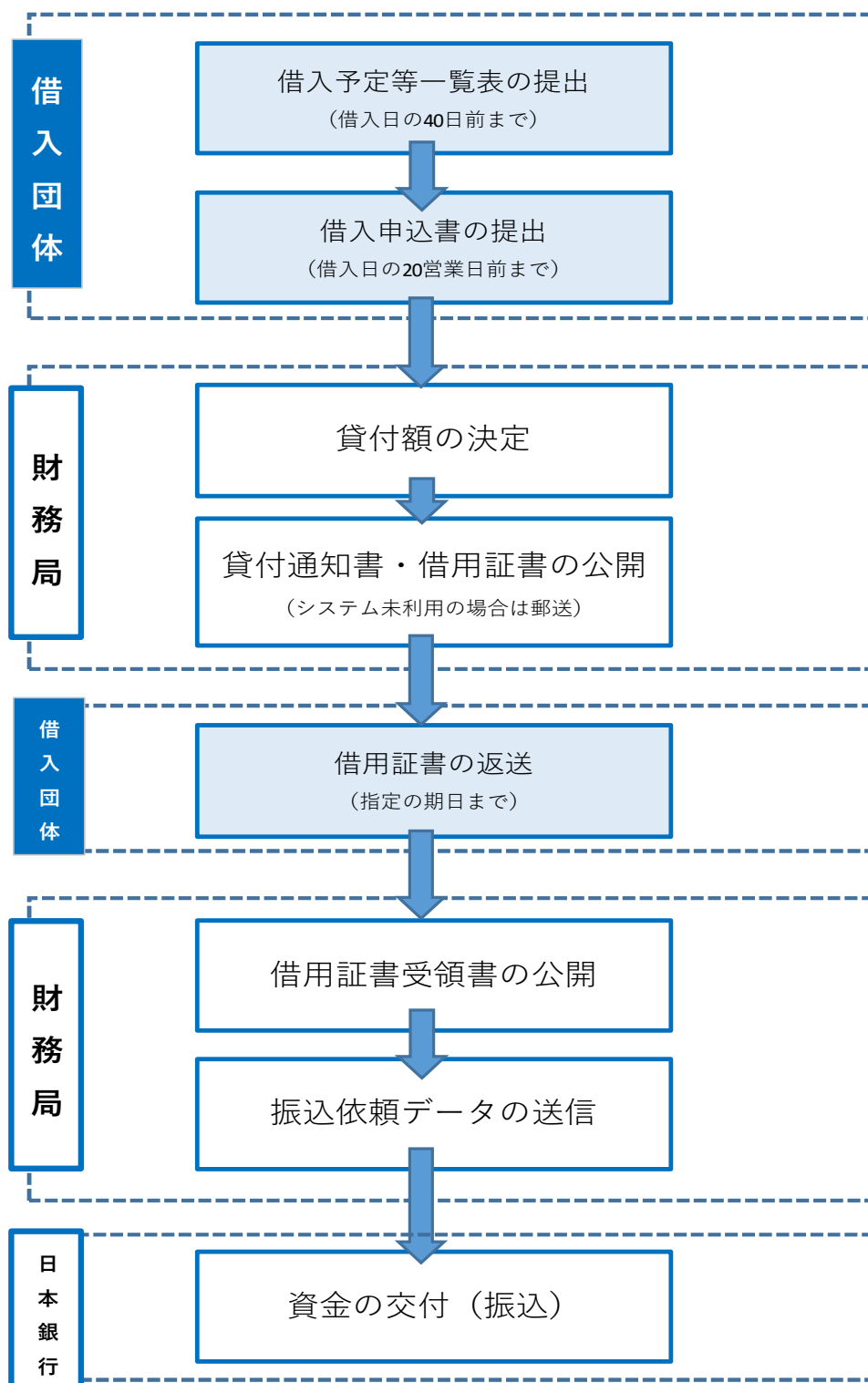
9 借用証書の提出方法変更

借用証書の提出方法を変更する場合、「財政融資資金借用証書の提出方法変更依頼書」（例示12）を管轄する財務支局・財務事務所に提出してください。

第5 借入時の手続き

1 借入手続イメージ図

次ページからの借入手続の流れを簡略化して図示すると、次のようになります。



2 地方長期資金等の借入

(1) 借入要件

地方長期資金等を借入する場合は、次の要件を満たしていることが必要です。

ア	起債の同意等及び貸付予定額が決定していること
イ	事業実施状況等調書に記載された内容が適債性を有していること
ウ	貸付対象事業が貸付日までに完成（※1）（3月の借入は、3月末までに完成）すること 継続事業にあつては、貸付予定額決定年度の予定事業が完了していること（※2）
エ	起債について、議会の議決（専決）を受けていること
オ	事業計画変更がある場合は、当局に相談し、必要に応じ所要の手続きを経ていること
カ	1件の金額及び端数金額の単位が10万円以上であること （ただし、一般補助施設整備等事業債のうちの特別転貸債分、臨時財政対策債については千円以上）

※1 事業の完成とは、工事請負契約であれば竣工検査まで終了した状態のことを指す。その他の契約については、例示集P11「事業完成（見込）日」欄を参照。

※2 借入日までの工事の出来高を限度とした「部分払」については、P12「3借入申込にあたっての留意事項（1）」参照。

(2) 提出書類

・様式は、福岡財務支局のホームページ（[福岡財務支局ホームページトップ](#)→[財政](#)→各年度書式集（エクセル））に掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。

・下表のうち「○」印の書類は必ず提出が必要なもの、「△」印は必要に応じて提出するものです。

	様式等	様式番号	提出要否	備考
1	借入予定等一覧表	1	○	
2	地方長期資金等借入申込書	4, 5	○	
3	事業実施状況等調書	6	○	
4	起債対象外事業費等に関する確認調書	7	○	提出の際不要なシートはすべて削除 臨時財政対策債及び資本費平準化債は提出不要
5	備品等内訳書	任意の様式	△	
6	医療機器一覧表	任意の様式	△	
7	その他、特に必要と認められる書類	任意の様式	△	当局より提出依頼があった場合のみ

(3) 提出期限

令和6～7年度の各貸付日の借入申込書類の提出期限は下記のとおりです。期限は厳守でお願いします。万が一、期限を過ぎるおそれがある場合は、速やかに管轄する財務支局・財務事務所までご連絡願います。

貸付日	借入予定等一覧表 提出期限	借入申込書提出期限
R6. 12. 25 (水)	R6. 11. 15 (金)	R6. 11. 27 (水)
R7. 1. 29 (水)	R6. 12. 20 (金)	R6. 12. 24 (火)
R7. 2. 26 (水)	R7. 1. 17 (金)	R7. 1. 27 (月)
R7. 3. 25 (火)	R7. 1. 28 (火)	【R5年度資金】 R7. 2. 6 (木) 【R6年度資金】 R7. 2. 17 (月)
R7. 4～R8. 3	後日メールにて連絡	

3 借入申込にあたっての留意事項

(1) 部分払いでの借入に関する留意事項

借入日までの工事の出来高を限度とした「部分払い」で借入をする際、借入申込書の「用途」は貸付予定額通知書に記載の事業名に、部分払いの回数を全角数字で付番して記載してください。また、部分払いでの借入における最終借入の際は、最終借入分と分かるように用途を記載してください。

【例】1つの事業に対し、部分払いの借入を2回行う場合

<貸付予定額通知書>

事業名	貸付予定額
単独災害復旧事業（公共土木施設等）	1,000千円

<借入申込書>

借入回数	用途	借入金額
1回目（部分払い）	単独災害復旧事業（公共土木施設等）1	200千円
2回目（部分払い）	単独災害復旧事業（公共土木施設等）2	300千円
最終借入	単独災害復旧事業（公共土木施設等）（最終）	500千円

なお、前払金の取扱いは以下のとおりです。

一般会計債、 公営企業法非適用事業	施設等が出来上がる前であっても、前払金は出来高として当年度の借入対象となる
公営企業法適用事業	決算処理において建設仮勘定に振り替えられるであろう出来高部分までが当年度の借入対象となる

(2) 事業完成見込みでの借入に関する留意事項

貸付期日の最終期限である翌年度末までに事業が完成しないことが明らかになった場合（事故繰越の手続きを要する事由が発生した場合）でも、完成見込みでの貸付が可能となっております。

事業完成見込みで借入を行う場合は、以下の点に留意してください。

借入申込時期	貸付期日の最終期限である翌年度末までに完成しないことが明らかになった場合（事故繰越の手続きを要する事由が発生した場合）、その時点で借入申込が可能
完成予定日の範囲	事故繰越（2回目の繰越）の手続きを行った翌年度末まで （例：令和5年度資金であれば、令和8年3月末まで）
手続き方法	借入申込みの際に「 事業完成遅延理由書兼事業完成報告書 」（例示8）のうち、事業完成遅延理由書を記載し、管轄する財務支局・財務事務所に提出
事業完成の確認	事業完成後、速やかに「 事業完成遅延理由書兼事業完成報告書 」（例示8）のうち、事業完成報告書を記載し、管轄する財務支局・財務事務所に提出

なお、従来までは3月の借入において「ほぼ完成」として借入申込を行った場合（※）には、完成後に「事業完成報告書」の提出が必要でしたが、上記取り扱いの新設により、提出は不要となりました。

（※）3月末までには事業が完成するが、申込書提出日において事業が完成していない場合

(3) 転貸資金の借入手続に関する留意事項

転貸先との間に締結する契約において、利率・据置期間・償還期限等の貸付条件は、財政融資資金を借り入れる際の条件と同様にしてください。

また、転貸に係る借用証書中に「この借入金について関係官庁から随時調査を受け、又は報告を徴せられても差し支えない。」及び「この借入金は速やかに借入目的のために使用するが、万一その目的以外に使用し、又は借入後長期にわたり使用しないことがある場合には、繰上償還を求められても異存はない。」旨の文言を記載するよう、転貸先に依頼してください。

(4) 決算済事業費に関する留意事項

決算済事業費は、次のものを除き、原則として貸付対象としません。

ア	施越事業であることを明らかにして起債の同意等を受けた補助災害復旧事業費
イ	地方公営企業法適用の公営企業の事業費で、その財源につき起債の同意等を受けたにもかかわらず、当該同意等年度の決算において未払金として処理されたもの

決算済の事業費は翌年度には起債対象とできないため、事業費の一部を翌年度に繰り越す場合、**当年度に実施した事業費に対応する額は、当年度中に部分払いで借り入れる必要があります。**借りずに一般財源で決算してしまうと、次の例のように、借入れできる額が少なくなる場合があります。

【例】事業費の一部を翌年度に繰り越す場合の借入（決算済事業費）

A年度起債計画		実施状況	
起債対象事業費	100,000	A年度決算額	翌年度繰越額
財源	特定財源(※)	50,000	80,000
	起債(充当率90%)	45,000	20,000
	一般財源	5,000	

※本事例では、国庫支出金(補助率1/2)とする。

【事例1：×】A年度に借入をせず、財政融資資金を充てるべき金額を一般財源で決算する。

		A年度決算額	翌年度繰越額	計
事業費		80,000	20,000	100,000
財源	特定財源	40,000	10,000	50,000
	起債(充当率90%)	0	10,000	10,000
	一般財源	40,000	0	40,000

決算済事業費は、会計年度独立の原則により、翌年度には起債対象とならないため、起債額が予定より少なくなる。(起債の上限が10,000千円となる)

【事例2：○】A年度に部分払いで長期資金を借り入れる（充当率を考慮しない場合）

		A年度決算額	翌年度繰越額	計
事業費		80,000	20,000	100,000
財源	特定財源	40,000	10,000	50,000
	起債(充当率90%)	40,000	5,000	45,000
	一般財源	0	5,000	5,000

「A年度に実施した事業費－A年度に受け入れた特定財源」を借入。
(出来高に応じた長期資金の借入が可能)

部分払いの借入は、【事例2】のように実施済み事業費に対する充当率を考慮せずに借入することも可能ですが、この場合、繰越後に全体事業費が減少すると、以下の例のように起債限度額が減る場合があるのでご注意ください。

		当初計画	実績	A年度決算額	翌年度繰越額
事業費		100,000	85,000	80,000	5,000
財源	特定財源	50,000	42,500	40,000	2,500
	起債(充当率90%)	45,000	38,200	40,000	△1,800
	一般財源	5,000	4,300	0	4,300

事業費減少により起債限度額が減少した結果、過充当となるため、繰上償還となる可能性がある。

【事例3：○】A年度に部分払いで長期資金を借り入れる（充当率を考慮する場合）

		A年度決算額	翌年度繰越額	計
事業費		80,000	20,000	100,000
財源	特定財源	40,000	10,000	50,000
	起債(充当率90%)	36,000	9,000	45,000
	一般財源	4,000	1,000	5,000

「(A年度に実施した事業費－A年度に受け入れた特定財源)×充当率」で借入。

【事例4：○】補助事業で補助金が事業完了後にまとめて支払われる

○事業費

A年度 実施設計委託費 1,000千円
B年度 工事費 10,000千円

○補助金

A、B年度の事業に対する補助金は、B年度に一括で交付される。

(単位:千円)

		A年度決算額	B年度決算額	計
事業費		1,000	10,000	11,000
財源	特定財源	0	5,500	5,500
	起債(充当率100%)	1,000	4,500	5,500
	一般財源	0	0	0

事業費及び財源は、実際に歳出・歳入を行った年度に計上すること。

4 資金の交付等

(1) 貸付通知書

各資金の貸付が決定した後に、「**財政融資資金貸付通知書**」をオンラインシステム上で公開しますので、ダウンロードしてください。

(2) 借用証書

以下いずれの場合も、当局が借用証書送付時に指定する期日までにご提出願います(必着)。

①書面による借用証書の場合

借用証書を送付しますので、内容を確認し、代表者名を記入並びに押印の上、管轄する財務支局・財務事務所にご提出願います。借用証書に、代表者名と押印以外の書き込み(チェック等)はしないよう願います。

②電子借用証書の場合

オンラインシステムの「申請」→「借用証書の提出」において借用証書の内容を確認し、電子署名を付与のうえご提出願います。

(3) 資金の交付

「**振込口座異動通知書**」(例示10・11)により登録していただいた(P8,9「8 振込口座の登録と変更」参照)金融機関の指定口座に直接振込みとなります。

(4) 償還年次表の交付

貸付日以後、オンラインシステムにより「**償還年次表**」が取得可能となった旨をメールによりお知らせしますので、オンラインシステム上でダウンロードしてください。ダウンロードが可能な期間は、揭示から2年間です。期間経過後は、データが削除されますので、必ず保存いただきますようお願いいたします。

第6 借入後の手続き

1 借入金の返済（定期償還）

（1）長期資金等について

地方長期資金等の償還年次表に基づく償還は、定期償還日前に送付する「**財政融資資金貸付金元金払込書**」及び「**納入告知書**」により、元利金を指定店に払い込んでください。

この際、「**元利金仕訳書**」と公債台帳を照合して確認してください。「**元利金仕訳書**」はオンラインシステムで公開します。オンラインシステムが利用できない団体には書面にて郵送します。

なお、定期償還日の約1週間前になっても納入告知書等が届かない場合、紛失・汚損等した場合は、直ちに管轄する財務支局・財務事務所に連絡してください。

利子の計算

利子の額は、**借入日の翌日から支払期日までの**日数に応じて計算します。算出した利子額に1円未満の端数がある場合、その端数金額は切り捨てとなります。

なお、うるう年についても365日として計算します。

定期償還日が休日（土曜日、日曜日、祝日、指定店の休日等）に当たるとき

当該休日に当たる期日の翌日（当該休日に当たる期日に引き続いた休日がある場合は、当該休日の最終の休日の翌日とする。）に支払が行われた場合には、延滞の取扱いはしません。

（例）令和7年3月1日（土）定期償還分

⇒ 令和7年3月3日（月）までに支払いが行われれば、延滞とはなりません。

（2）借用証書の返還について

借用証書は、一件の借入金について、その元金の全額が返還され、それに係る利子、違約金、延滞利子、遅延利子も完済されたときに、納入告知書等に記載されている指定店を統轄する日本銀行統轄店から返還されます。

なお、借用証書（電子）の場合は、「**借用証書削除通知書**」をオンラインシステム上で公開しますので、ダウンロードしてください。

（3）電子納付（Pay-easy ペイジー）について

財政融資資金の元利金について、ペイジーを利用した電子納付が可能です。電子納付では納付の際に日本銀行指定店に出向く必要がないなど、多くのメリットがあります。

ペイジーを利用する際は、事前にインターネットバンキングにおける支払限度額の確認できる資料を提出してください。その上で償還日の25営業日前までに、オンラインシステムの申請メニューから申請を行い、「**財政融資資金の元金の償還及び利子等の支払いに関する特定納付利用届出（届出取消）書**」（例示18）を提出してください。

2 返済の延滞

支払期日までに所定の元利金の返済を行わずに履行遅滞が生じた場合には、違約金又は延滞利子を支払わなければなりません。

(1) 違約金の支払が必要な場合

支払期日の失念あるいは歳計現金の不足など、債務者側に履行遅滞の責任がある場合には、約定に基づいて別途送付する「納入告知書」により違約金を支払っていただく必要があります。

違約金の額は次の算式によります。

$\frac{\text{延滞に係る元利金} \times \text{違約金の割合} \times \text{延滞日数}}{365}$	(円未満切捨)
---	---------

(2) 延滞利子の支払が必要な場合

災害その他の不可抗力により支払期日に元利金の支払が間に合わなかった場合には、その事実を証する書面を添えて「災害等に係る違約金免除承認申請書」(例示 19) を提出して承認を受けてください。不可抗力によるものと認定した場合は、別途送付する「納入告知書」により延滞利子を支払っていただくことになります。

延滞利子の額は次の算式によります。

$\frac{\text{延滞に係る元利金} \times \text{貸付利率} \times \text{延滞日数}}{365}$	(円未満切捨)
---	---------

3 任意の繰上償還

借用証書の特約条項に基づき補償金を支払う場合に限り、財務大臣の承認を得て任意の繰上償還ができますので、「財政融資資金借入金繰上償還承認申請書」(例示 23) を事前に提出して下さい。補償金算定のために必要な「割引率」は、貸付金利の改定に併せ、概ね1か月に1回程度改定されます。

なお、平成13年3月31日以前に借入れした資金で借用証書の特約条項に補償金に関する条項が付されていない場合には「財政融資資金普通地方長期資金等借用証書補償金条項追加承認申請書」(例示 25) の提出が必要となります。特約条項の追加が必要な場合、繰上償還日の3か月前には手続きを行う必要がありますので、補償金額の確認や申請手続き等に疑問がある場合には、早めに管轄する財務支局・財務事務所にご相談ください。

4 強制繰上償還

財政融資資金を借り入れた団体は、以下の場合などに強制繰上償還を命じられることがあります。

(1)	処分行為の承認申請（P20, 21「5 取得財産等の処分」参照）が否認されたとき 補助金等の交付決定（追加交付等）があり、貸付限度額超過となるとき 借入後に、借入金に係る事業に関し補助金等の交付決定があり、貸付限度額超過となる場合、
(2)	超過分について強制繰上償還を命じられることがあります（補助金額が増額となった場合も同様）。このような場合「 国庫支出金等交付決定申出書（例示 21） 」の提出が必要となりますので、事前にご相談下さい。
(3)	事業費の変動その他の事由により貸付限度額を超過していることが借入後に判明したとき 借入後に、何らかの事情により借入申込時の事業費や控除財源等の金額が変動し、貸付限度額超過となる場合、超過分について強制繰上償還を命じられることがあります。このような場合「 財政融資資金借入金繰上償還申出書（例示 24） 」の提出が必要となりますので、事前にご相談下さい。 <u>事業費及び財源の精査、検証を十分に行うとともに、事業担当課と借入手続担当課の連携を密にして、借入申込書類の内容と実態が相違することのないよう、十分注意してください。</u>
(4)	貸付先実地監査（P25「1 貸付先実地監査」参照）において不適切事項を指摘されたとき、 又は前回監査において公営企業の経営状況について貸付制限を行ったにもかかわらず、報告された経営改善計画が特段の理由もなく実施されず、経営状況が著しく悪化しているとき

強制繰上償還を行うときは、平成 26 年度資金以降については、元利金の支払に加え、財務大臣が定める率（現行年 3%）により算出した加算金の支払が求められます。

なお、繰上償還額が 500 万円未満の場合には、繰上償還を命じないことができます。

任意・強制いずれの場合においても、繰上償還日は、年 6 回（毎年別途通知、原則として奇数月 25 日）となります。繰上償還を行う必要がある場合には、速やかに管轄する財務支局・財務事務所へご相談願います。

5 取得財産等の処分

財政融資資金により取得した財産については、長期資金等借用証書特約条項第 10 条により、財務大臣の承認を得ないで、借入れの目的に反する使用、貸付け又は一切の処分行為（譲渡、交換、撤去又は担保権の設定その他一切の処分行為をいう。）をしてはならないこととなっています。

このため、処分行為を行う場合には、事前に「**財政融資資金に係る取得財産等の処分行為承認申請書（例示 20）**」を管轄する財務支局・財務事務所へ提出し、承認を受ける必要があります。処分行為が承認されると、約定償還を続けることができます。

ただし、処分行為の内容によっては、以下のとおり、「処分行為の承認申請を要しない場合」、「処分行為が承認できず強制繰上償還を求める場合」があります。

また、「補助金適正化法に基づく各省各庁の長の承認を受けた処分行為」については、報告書の提出をもって承認したものとして取り扱うことができます。

（P29「別表 3 取得財産等の処分行為承認手続（スキーム）」参照）

※特約条項第 10 条の「処分行為」に該当しない行為の一例

- ・ 地方自治法第 238 条の 4 の規定に基づく使用許可等を行うとき
- ・ 地方自治法第 244 条の 2 の規定に基づき指定された者に管理を行わせるとき
- ・ 減耗分の回復又は軽微な模様替えを行う場合であって、その経費を修繕費で支出するとき
- ・ 道路の管理権が移動するとき（財産権の移動を伴う場合は除く）
- ・ 災害等により取得財産等の全部又は一部が焼失又は滅失し、その復旧を行うとき

（1）手続が不要な処分行為

以下の項目に該当する処分行為は、「処分行為承認申請書」提出による手続は不要です。

①	取得財産等の一部が法令上の耐用年数を経過したため、これを処分するとき
②	上水道事業等地下埋設管敷設を伴う事業において、他の事業実施に起因する埋設管敷設替えに伴い、原因者負担により行う旧埋設管を処分するとき
③	新規起債により地方債同意等基準等で認められている改良等事業（施設の改良若しくは増・改築又は機械器具若しくは車両の更新をいい、施設の全部改築は除く。）の実施に伴う旧施設等の処分を行うとき
④	取得財産等の用途に影響を及ぼさない又は目的を妨げない範囲において、当該取得財産等の一部について処分を行うとき

(2) 承認できない処分行為 (処分行為否認)

以下の項目に該当するときは、当該処分行為は承認されず、処分財産相当額の強制繰上償還を命じることとなります。

ただし、繰上償還額が 500 万円未満の場合には、繰上償還を命じないことができます。

①	取得財産等の処分行為が故意又は過失による非違行為等によるものであるとき
②	取得財産等の処分行為が、補助金適正化法第 22 条の規定により関係各省庁の長の承認を受けられないとき
③	処分する取得財産等の元利償還金の全部又は一部が、国による財政措置を講じることとされた地方債であるとき (当該財産を有償で譲渡する場合に限る)
④	取得財産等の処分行為により、財政融資資金の活用先として相応しくない用途に供されることとなる時

(3) 補助金等適正化法に基づく各省各庁の長の承認を受けた処分行為の報告

補助事業者 (間接補助事業者を含む) から主務官庁等への報告をもって、補助金適正化法第 22 条等の承認があったものとみなされた財産処分については、「**補助金等適正化法第 22 条の規定に基づく各省各庁の長の承認を受けた施設等における財政融資資金地方資金に係る取得財産等の処分行為報告書 (例示 22)**」の提出をもって、当該処分行為が承認されたものとされ、引き続き約定償還を行うこととなります。

処分行為の予定があるときは、その後の手続の方針について打ち合わせる必要がありますので、前広に管轄する財務支局・財務事務所へご相談願います。
なお、用途を廃止して既に遊休状態にある取得財産を処分する場合も手続が必要です。

6 債務の承継

(1) 債務を承継した場合

「債務の承継」とは、市町村合併等により債務が他団体に承継される場合や同一団体内で債務の会計間移動が発生する場合 (企業会計の地方公営企業法適用化など) など、貸付を受けた地方公共団体 (旧団体) の債務が、法令等に基づき当然に他の地方公共団体 (新団体) に承継される場合をいいます。

債務の承継が行われた場合は、次回の定期償還日までに手続を完了する必要があるため、

- ① 旧団体が消滅又は解散した場合は、新団体が「**財政融資資金債務承継通知書**」(甲) (例示 27)
- ② 旧団体が分立又は境界変更した場合は、新旧団体が連署で「**財政融資資金債務承継通知書**」(乙) (例示 28)

を速やかに、管轄する財務支局・財務事務所に提出してください。

(2) 債務の引受をしようとする場合

「債務の引受」とは、「債務の承継」のように法令の規定に基づき当然に債務が承継されるものとは異なり、一部事務組合の解散に伴う市町村への債務の引き受けなど、私法上の手続きによって債務が他の団体に承継される場合をいいます。

債務の引受をしようとする場合は、事前に「**財政融資資金債務承継承認申請書**」(例示26)を財務支局・財務事務所に提出して、その承認を受けてください。

申請書の提出にあたっては、当該行為によって債務を免れる地方公共団体(旧団体)と当該行為によって債務を負担することになる地方公共団体(以下「新団体」)が連署してください。

債務の引受に係る主な承認基準は以下のとおりです。

(1)	債務の引受が、新・旧団体にとって法令に違反する行為でないと認められること。
(2)	新団体の債務負担能力が旧団体と同等以上と認められ、当該債務の引受後、当該債務の償還について延滞のおそれがないと認められること。その他、債権管理上支障が生じないと認められること。
(3)	原則として、債務の引受前と後の償還条件が同一であること。

債務の承継・引受に当たり、新団体に財政融資資金に係る貸付先コードがない場合は、事前に、貸付先コードの新設、オンラインシステムの利用承認、指定店及び振込口座の新設に係る手続きが必要になりますので、事案が発生した場合には、早めにご相談ください。

第7 借入等手続きのオンライン化

財政融資資金オンラインシステムにおいては、電子証明書用（首長名）のカードを登録することにより、「電子借用証書」をご利用いただくことができます。また、借用証書の提出を除く、借入申込書、振込口座異動通知書や処分行為承認申請書などの提出時には、電子署名を付すことなく申請を行っていただくことができます。

財務省・財務局では、特段の事情によりシステムを利用できない場合を除き、全ての地方公共団体がシステムを利用することを目指しております。オンラインシステムの積極的なご利用をお願いします。

電子申請、電子借用証書のメリット

- ・貸付金額や事業名が自動的に掲出されるため、入力ミスがなくなり、ひいては業務効率化にもつながります。
- ・郵便やメールの誤送付や紛失を防ぐことができ、セキュリティ面でも安心です。
- ・送付に時間がかからないため、申請書や借用証書に修正が発生した場合でも、差替え作業が迅速にできます。
- ・償還が終了するまで借用証書の写しを紙で保管し続ける必要がありません（電子化した借用証書はシステムでいつでも閲覧等が可能です）。
- ・テレワーク等、場所を選ばずどこでも手続きが可能ですので、有事の際にも事務処理が可能です。

電子証明書の取得方法

オンラインで電子申請を行うには、代表者の印に相当する「電子署名」を付与するため、政府認証基盤（GPKI）と相互認証された認証機関又は指定された民間認証局発行の電子証明書を取得する必要があります。電子証明書の取得方法については、以下にお問い合わせください。

○ 財政融資資金オンラインシステムURL

（LGWAN回線用）<http://fil-online-5.mof.hq.admix.go.jp/>

（インターネット回線用）<https://www.fil-online-5.mof.go.jp/>

※共用ID、パスワードが必要になりますので、財務支局等にお問い合わせください。

○ オンラインシステムの操作方法についてのお問合せ

ヘルプデスク TEL 03-5226-2050

○ 電子証明書の取得等についてのお問合せ

- ・LGWAN利用の場合：地方公共団体組織認証基盤(LGPKI)

TEL 0570-666-535（自動音声に従い「2」を押してください）

若しくは0800-111-0650（自動音声に従い「1」を押してください）

※IP電話等ナビダイヤルが利用できない場合 03-5677-9445

- ・インターネット回線利用の場合：日本電子認証株式会社（GoSignサービス係）

TEL 03-5148-5206

オンラインシステムで提出・取得できる申請書・通知書等の一例

手続等	オンラインシステムで提出できる申請書等	オンラインシステムから提供される通知書等	
借入前	・初めて財政融資資金の貸付を受ける際	・指定店指定申請書 ・財政融資資金の元金の償還及び利息等の支払いに関する特定納付利用届出（届出取消）書 ・振込口座異動通知書	・指定店指定通知書
	・振込口座の変更	・振込口座異動通知書	・振込口座確認書
	・借入団体の名称・所在地等の変更	・名称等変更通知書 ・振込口座確認通知書	
	・借入予定団体の変更	・地方公共団体変更通知書	
	・貸付予定額の決定・変更		・貸付予定額通知書 ・貸付予定額変更通知書
	・貸付期日の延長	・貸付期日延長承認申請書	・貸付期日延長承認通知書
	・不用額の報告	・貸付予定額不用額報告書	
	・借入金利の選択	・借入金利設定（変更）申込書(注)	
	・借用証書提出方法の変更	・借用証書の提出方法変更依頼書(注)	
借入時	・借入申込（長期）	・長期資金等借入申込書	・貸付通知書 ・償還年次表(仮) ・償還年次表
	・借用証書・追証書関係	・借用証書 ・追証書	・借用証書受領書 ・追証書受領書 ・借用証書削除通知書（電子借用証書のみ）
借入後	・任意繰上償還	・補償金条項追加承認申請書 ・借入金繰上償還承認申請書	・補償金条項追加承認通知書 ・借入金繰上償還承認通知書 ・償還年次表（一部繰上償還のみ）
	・強制繰上償還	・借入金繰上償還申出書 ・借入金繰上償還確認書	・借入金繰上償還確認書（返送用） ・借入金繰上償還通知書 ・償還年次表（一部繰上償還のみ）
	・取得財産等の処分	・財政融資資金に係る取得財産等の処分行為承認申請書 ・借入金繰上償還確認書	・財政融資資金に係る取得財産等の処分行為承認通知書 ・財政融資資金に係る取得財産等の処分行為否認通知書（貸付金繰上償還通知書） ・借入金繰上償還確認書（返送用）
		・補助金等適正化法第22条の規定に基づく各省各庁の長の承認を受けた施設等における財政融資資金地方資金に係る取得財産等の処分行為報告書	
	・国庫支出金等交付決定申出	・国庫支出金等交付決定申出書	・貸付金繰上償還通知書 ・借入金繰上償還確認書（返送用）
	・災害等に係る違約金免除	・災害等に係る違約金免除承認申請書(注)	・災害等に係る違約金免除承認通知書(注)
	・償還関連		・貸付金元利金仕訳書
	・貸付残高表	・貸付金残高表	・貸付金残高表
・利率見直し		・償還年次表	

(注) 「その他申請機能」又は「その他通知機能」を利用してください。

※オンラインシステムの操作マニュアルに全書類の一覧表を掲載していますので、あわせてご確認ください。

※便宜上、申請書等の名称を一部省略して表示しています。

第8 その他

1 貸付先実地監査

財務省では、財政融資資金地方資金の使用の適正化と効率的な運用を図るため、財政融資資金地方資金を借り入れている団体に対して、借用証書の特約条項に基づき、その借入金の使用状況及び経理に関する事項、事業の成果等に関する事項並びにその他財務に関する事項について実地に確認する実地監査を行っています。

その実施にあたっては、監査先に対し、事前に監査期間、監査対象資金等を通知したうえで、借入金の使用状況等や公営企業の経営状況について書面調査や現地調査を行うこととしています。

実地監査の実施手順など詳細については、財務省ウェブサイトで公表している「実地監査実務指針」をご覧ください。

https://www.mof.go.jp/policy/filp/plan/filp_audit/kansashishin.pdf

なお、これまでの実地監査において、次のような不適切事案が見受けられます。これらの多くは、借入申込にあたっての確認・検証が不十分なことや、事業担当課と起債担当課との報告・連絡態勢の不備が原因となっています。十分注意してください。

(1)	貸付対象事業費とならない以下の事業費が含まれている ・ 建設される施設等と一体不可分の機能を有しない備品の購入費 ・ 少額備品（建設される施設等と一体不可分の機能を有するが、取得価格 20 万円未満又は耐用年数 5 年未満のもの）の購入費 ・ 一般的調査費（事前調査委託、基本設計委託など） ・ 維持管理経費等（車両購入にかかる公租公課、登録手数料 など） ・ 決算済事業費（P13～15 参照）
(2)	貸付対象事業費が減少している
(3)	借入申込書に記載されていない控除財源（国県支出金、負担金等）の収納がある
(4)	控除財源（国県支出金等）が借入申込書に記載された額から増加している
(5)	貸付対象事業が未実施（一部未実施）となっている
(6)	取得財産の管理運営状況が適切でない（目的外使用、稼動(利用)状況低調など）
(7)	取得財産の売払、譲渡、貸付け、取壊し、転用等の処分行為を行っているにもかかわらず、財務支局（財務事務所）への処分行為の承認申請手続きが行われていない

- 補助対象事業費であっても貸付対象とならない事業費もありますのでご注意ください。
- 起債対象事業（補助事業）の一部を次年度に繰り越した場合等において、補助金が事業完了後、次年度に一括して支払われる場合、前年度実施事業に伴う補助金であっても、次年度（補助金の受入年度）の控除財源となります。（P15 参照）

2 地方公共団体の財務状況把握

財務省では、財政融資資金の貸し手として融資先の償還確実性を確認する観点から、「財政融資資金法」第1条、「財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則」第16条及び借用証書の特約条項に基づき、平成17年度以降、地方公共団体の財務状況把握を実施しています。

財務状況把握にあたって、主に「地方財政状況調査」（決算統計）の計数を用いて「行政キャッシュフロー計算書」を作成し、団体へのヒアリングを実施しています。

ヒアリングを実施した団体に対しては、財務状況把握の結果を示した「結果概要」（診断表）を作成、交付しています。診断表の交付を通じて、団体の財務健全化に関するアドバイスや財務状況悪化に関する事前警鐘の役割を果たすことも目的としています。

団体の皆様には、財務状況把握の目的や分析手法についてご理解いただき、共通認識の下ヒアリングを行いたいと考えております。ヒアリングを実施する団体には個別にご連絡を差し上げますので、ご協力をお願いいたします。

財務状況把握についての詳細は、財務省ウェブサイトをご覧ください。

https://www.mof.go.jp/policy/filp/summary/filp_local/21zaimujoukyouhaaku.htm

別表1

令和6年度財政融資資金地方資金の償還期限及び据置期間基準年数表

天 区 分	事 業 等	償還期限(据置期間)		共 通
		固定	利率 見直し	
I. 地方長期資金	1 公共事業等 (1) 各種災害関連事業 (2) 各種教育施設整備事業(都道府県分) (3) 社会福祉施設整備事業(都道府県分) (4) 社会福祉施設整備事業(都道府県分) (5) 一般廃棄物処理事業(都道府県分) (6) 農業農村整備事業・道路事業(林道含む)・排水施設等 上記以外の事業	25(3)	25(3)	①自動車、 機械器具、 消防施設、 ばい煙防止 設備等 5(1) ②消火設備、 排煙設備、 災害救助、 設備等 8(2) ③除却 10(1) ※欄0 ④冷暖房設備、 通信施設、 融雪施設、 その他の 付帯設備 10(2) ⑤船舶 15(3) 〔 刃地、過酷対策事業 〕 には適用しない
		25(3)	25(3)	
		25(3)	25(3)	
		20(3)	20(3)	
		15(3)	15(3)	
		25(3)	25(3)	
		20(3)	20(3)	
		25(3)	25(3)	
		9(2)	9(2)	
		10(2)	10(2)	
		25(3)	25(3)	
II. 地方特別資金	1 災害復旧事業 (1) 農地等小災害復旧事業(過年分) (2) " " (3) 災害対策基本法第102条に規定する被災火かき等債 ※欄11	3(1)	3(1)	/
		4(1)	4(1)	
		4(1)	4(1)	
		3(1)	3(1)	
		4(1)	4(1)	
		4(1)	4(1)	
		3(1)	3(1)	
		4(1)	4(1)	
		4(1)	4(1)	
		4(1)	4(1)	
		4(1)	4(1)	

【地方長期資金等留意事項】
 《共通事項》
 1 運用予定額を繰り越して運用する場合は、繰越前の償還期限及び据置期間(以下「融通条件」という。)によるものとする。
 2 本選等の耐久度の低い施設を建設する場合は償還期限については、本表の償還期限から5年を減ずる(ただし、刃地及び過酷対策事業には適用しない。)
 3 同一施設に複数の融通条件の適用が可能対象が存在する場合は、施設の主たる部分の融通条件を適用する。ただし、同一の融通条件の対象ごとに分割して貸し付けることも可とする。
 4 平均年数(1)年未満の償還は切り上げる。)で一体として貸し付けることも可とする。
 5 大区分を二以上の施設を一体として建築する場合は、主たる施設の融通条件を適用することとができる。
 6 施設用地の取得については、当該用地に建設される施設の融通条件を適用する。
 7 改造、改修事業については、事業年度の範囲内で適切な融通条件を設定する。
 8 買付金事業の融通条件は、基準年数の範囲内で当該事業の買付金の融通条件を上回らないものとする。
 9 借入団体が基準年数より短い期間を希望したときはその期間とする。ただし、5年を下回らないものとする。
 《個別事項》
 1 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業及び災害復旧事業(1)火災復旧事業の融通条件は、建設される施設を本表により分類した場合に属することとなる施設(事業)の融通条件とし、それ以外に特定の災害に係る事業で融通条件を延長したものについては、過年度に通知した融通条件(下表参照)とする。
 2 教育・福祉施設等整備事業のうち一般補助施設整備等事業は、建設される施設を本表により分類した場合は、建設される施設に於いて(1)道路・排水施設等又は(3)上記以外の施設の融通条件を適用する。
 3 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受け事業を実施する場合は、発行する一掃補助施設整備等事業の融通条件は、建設される施設を本表により分類した場合に属することとなる施設(事業)の融通条件とする。
 4 教育・福祉施設等整備事業のうち一般補助施設整備等事業の(1)道路・排水施設等には、公共事業等の(5)農業農村整備事業・道路事業(林道含む)・排水施設等に準じる施設や、小規模な公園施設が含まれる。
 5 外資地産会社等経営、港湾運営会社経営及び国土交通大臣が指定する指定会社経営分の融通条件は20(3)年、空港周辺整備機構経営分の融通条件は10(3)年、奄美群島振興開発基金経営分の融通条件は10(一)年とする。
 6 資本平準化債の融通条件は20(3)年とする。
 7 公債企業に対する出資金・貸付金の財源に充てるための地方債の融通条件は30(5)年とする。
 8 臨時財政対策債については、利払い方式(5年毎・10年毎に限る)のみとする。
 9 臨時財政対策債については、利払い方式(5年毎・10年毎に限る)のみとする。
 10 除却は、公共施設等総合管理計画に基づいて行われるもののうち、国庫補助を受けて実施する公共施設等の除却について、当該国庫補助に基づく事業の対象となるものとする。
 11 令和6年度における被災火かき等債のうち、令和2年7月豪雨(令和2年5月15日から7月31日までの間の豪雨)、令和6年能登半島地震に係るものについては15(3)年とする。
 12 再生擔替特別債の融通条件は30(5)年とし、かつ、財政再生計画の計画期間の範囲内とする。
 《その他留意事項》
 1 回割の利率見直しまでの期間が国庫金利の最長償還期限より長い利率見直し方式を選択することはできない(例:刃地及び過酷対策事業については15年毎・20年後・30年後の利率見直し方式選択不可)。個別の貸付けにおいて、実際の償還期限が事業毎に選択した1回割の利率見直しまでの期間より短い場合は利率の見直しは行われない。

東日本大震災 平成23年7月豪雨 令和12年1月豪雨・令和6年能登半島地震	震災復興旧事業 30(5)	災害復旧事業 15(3)	公共事業災害復旧事業 25(5)
令和12年1月豪雨・令和6年能登半島地震	30(5)	20(5)	25(5)

別表2

償還期限及び据置期限早見表

- 注) 1. 本表は令和6年10月1日から令和8年3月31日の間に借入れするものに適用する。
 2. 支払期日は、9月及び3月借入分は9月1日及び3月1日、他の月の借入分は9月25日及び3月25日。
 ただし、小災害復旧事業債は借入月にかかわらず9月1日。

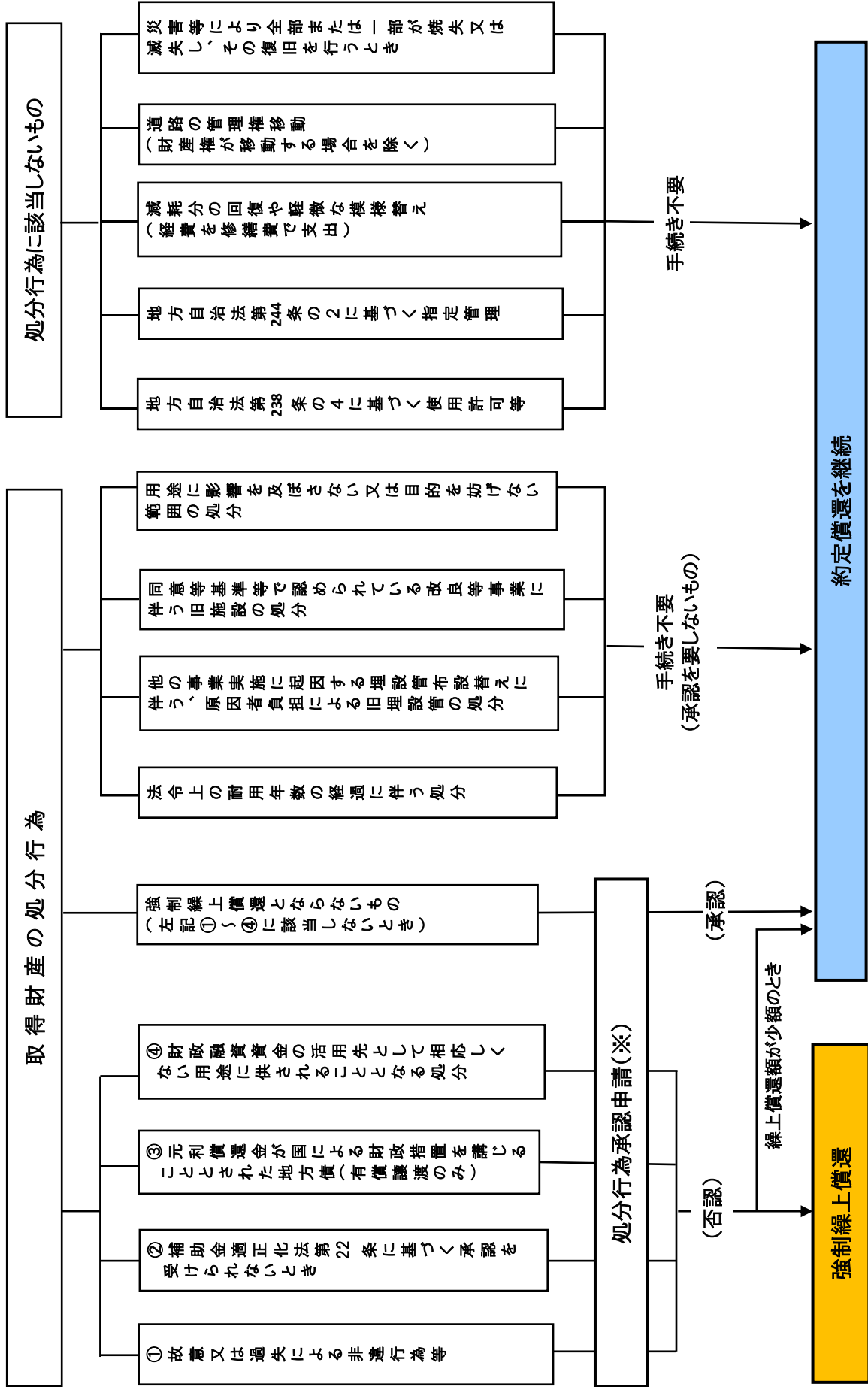
据置期限	償還期限	借 入 時 点											
		R6. 10. 1～R7. 2. 28		R7. 3. 1～R7. 3. 31		R7. 4. 1～R7. 8. 31		R7. 9. 1～R7. 9. 30		R7. 10. 1～R8. 2. 28		R8. 3. 1～R8. 3. 31	
		据置期限	償還期限	据置期限	償還期限	据置期限	償還期限	据置期限	償還期限	据置期限	償還期限	据置期限	償還期限
6ヶ月	5年	R7. 3. 25	R11. 9. 25	R7. 9. 1	R12. 3. 1	R7. 9. 25	R12. 3. 25	R8. 3. 1	R12. 9. 1	R8. 3. 25	R12. 9. 25	R8. 9. 1	R13. 3. 1
1年		R7. 9. 25	R11. 9. 25	R8. 3. 1	R12. 3. 1	R8. 3. 25	R12. 3. 25	R8. 9. 1	R12. 9. 1	R8. 9. 25	R12. 9. 25	R9. 3. 1	R13. 3. 1
2年	9年	R8. 9. 25	R15. 9. 25	R9. 3. 1	R16. 3. 1	R9. 3. 25	R16. 3. 25	R9. 9. 1	R16. 9. 1	R9. 9. 25	R16. 9. 25	R10. 3. 1	R17. 3. 1
2年	10年	R8. 9. 25	R16. 9. 25	R9. 3. 1	R17. 3. 1	R9. 3. 25	R17. 3. 25	R9. 9. 1	R17. 9. 1	R9. 9. 25	R17. 9. 25	R10. 3. 1	R18. 3. 1
3年		R9. 9. 25	R16. 9. 25	R10. 3. 1	R17. 3. 1	R10. 3. 25	R17. 3. 25	R10. 9. 1	R17. 9. 1	R10. 9. 25	R17. 9. 25	R11. 3. 1	R18. 3. 1
3年	12年	R9. 9. 25	R18. 9. 25	R10. 3. 1	R19. 3. 1	R10. 3. 25	R19. 3. 25	R10. 9. 1	R19. 9. 1	R10. 9. 25	R19. 9. 25	R11. 3. 1	R20. 3. 1
3年	15年	R9. 9. 25	R21. 9. 25	R10. 3. 1	R22. 3. 1	R10. 3. 25	R22. 3. 25	R10. 9. 1	R22. 9. 1	R10. 9. 25	R22. 9. 25	R11. 3. 1	R23. 3. 1
3年	17年	R9. 9. 25	R23. 9. 25	R10. 3. 1	R24. 3. 1	R10. 3. 25	R24. 3. 25	R10. 9. 1	R24. 9. 1	R10. 9. 25	R24. 9. 25	R11. 3. 1	R25. 3. 1
3年	20年	R9. 9. 25	R26. 9. 25	R10. 3. 1	R27. 3. 1	R10. 3. 25	R27. 3. 25	R10. 9. 1	R27. 9. 1	R10. 9. 25	R27. 9. 25	R11. 3. 1	R28. 3. 1
5年		R11. 9. 25	R26. 9. 25	R12. 3. 1	R27. 3. 1	R12. 3. 25	R27. 3. 25	R12. 9. 1	R27. 9. 1	R12. 9. 25	R27. 9. 25	R13. 3. 1	R28. 3. 1
3年	25年	R9. 9. 25	R31. 9. 25	R10. 3. 1	R32. 3. 1	R10. 3. 25	R32. 3. 25	R10. 9. 1	R32. 9. 1	R10. 9. 25	R32. 9. 25	R11. 3. 1	R33. 3. 1
5年		R11. 9. 25	R31. 9. 25	R12. 3. 1	R32. 3. 1	R12. 3. 25	R32. 3. 25	R12. 9. 1	R32. 9. 1	R12. 9. 25	R32. 9. 25	R13. 3. 1	R33. 3. 1
5年	30年	R11. 9. 25	R36. 9. 25	R12. 3. 1	R37. 3. 1	R12. 3. 25	R37. 3. 25	R12. 9. 1	R37. 9. 1	R12. 9. 25	R37. 9. 25	R13. 3. 1	R38. 3. 1
3年	31年	R9. 9. 25	R37. 9. 25	R10. 3. 1	R38. 3. 1	R10. 3. 25	R38. 3. 25	R10. 9. 1	R38. 9. 1	R10. 9. 25	R38. 9. 25	R11. 3. 1	R39. 3. 1
5年	40年	R11. 9. 25	R46. 9. 25	R12. 3. 1	R47. 3. 1	R12. 3. 25	R47. 3. 25	R12. 9. 1	R47. 9. 1	R12. 9. 25	R47. 9. 25	R13. 3. 1	R48. 3. 1

< 小 災 害 >

事 業 名	据置期限	償還期限	借 入 時 点			
			R6. 8. 31 まで		R6. 9. 1 以降	
			据置期限	償還期限	据置期限	償還期限
農地等小災害復旧事業（過年分）	1年	3年	R7. 9. 1	R9. 9. 1	R8. 9. 1	R10. 9. 1
農地等小災害復旧事業（現年分）	1年	4年	R7. 9. 1	R10. 9. 1	R8. 9. 1	R11. 9. 1
公共土木施設等小災害復旧事業（過年分）	2年	9年	R8. 9. 1	R15. 9. 1	R9. 9. 1	R16. 9. 1
公共土木施設等小災害復旧事業（現年分）	2年	10年	R8. 9. 1	R16. 9. 1	R9. 9. 1	R17. 9. 1

取得財産等の処分行為承認手続(スキーム)

「5 取得財産等の処分」関係



(※) 主務官庁等への報告をもって補助金適正化法の承認があったものとみなされる財産処分については、所定様式による報告をもって承認したものと取り扱う。

お問い合わせ先

福岡財務支局 理財部融資課

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎本館4階
審査・管理担当（借入、償還、取得財産等処分行為に関する事） TEL：092- 411-9036
監査・財ヒア担当（実地監査、財務状況把握に関する事） TEL：092- 411-5094

佐賀財務事務所 財務課 （佐賀県内の団体）

〒840-0801 佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎7階
TEL：0952-32-7161（代表）

長崎財務事務所 財務課 （長崎県内の団体）

〒850-0052 長崎市筑後町3番24号
TEL：095-827-7095（代表）